

Osaka Gakuin University Repository

Title	中小企業における資金情報作成の必要性 ーコロナ金融支援を受けた中小企業に対するアンケー ト調査の分析を基礎としてー The Necessity of Cash Information in SMEs Based on the Analysis of a Questionnaire Survey in SMEs that Received Support of Covid-19- Fundraising		
Author(s)	櫛部 幸子 (Sachiko Kushibe) 宗田 健一 (Kenichi Sota)		
Citation	大阪学院大学 商・経営学論集(OSAKA GAKUIN UNIVERSITY REVIEW OF COMMERCE AND BUSINESS ADMINISTRATION), 第 48 巻第 1 号:29-48		
Issue Date	2022.09.30		
Resource Type	ARTICLE/ 論説		
Resource Version			
URL			
Right			
Additional Information			

中小企業における資金情報作成の必要性 -コロナ金融支援を受けた中小企業に対するアンケート調査の分析を基礎として-

櫛部 幸子宗田 健一

The Necessity of Cash Information in SMEs Based on the Analysis of a Questionnaire Survey in SMEs that Received Support of Covid-19- Fundraising

Sachiko Kushibe Kenichi Sota

ABSTRACT

This paper examined regarding default with fundraising in Covid-19. In specific, we conducted a questionnaire survey with the corporation of the association of SMEs in Kagoshima in order to clarify the accounting for SMEs, the availability of Covid-19-fundraising support and the top managements' awareness of future bad debt. According to the result of this questionnaire, at the time of Covid-19-fundraising support, we would like to examine the extent to which accounting information was used in the decisions of financing and support. Moreover, the role of accounting and what accounting information is important to avoid default after crisis, and point out the necessity of creating information on the cash of SMEs.

Keyword: Fundraising support in Covid-19, Default, Cash Information, Accounting for SMEs

(2022.7.30 受付/2022.10.7 受理)

(6885) 29

はじめに

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、中小企業の資金繰り支援が実施され、支援金の支給や無担保・無利子の融資が実施された。これらの支援は、いわゆるクライシス¹⁾時における緊急対応として実施されたものである。

過去にもクライシス時における中小企業の資金繰り支援は実施されている。 代表的なものとして、阪神・淡路大震災時と東日本大震災時での中小企業資金 繰り支援がある。これらの際には、今回のコロナ禍と同様に、信用保証協会と 金融機関の連携により融資支援が実施された。この2つのケースでは、クライ シスの後々までデフォルト(貸し倒れ)が続くケースと、デフォルトがほとん ど生じないケースとに大きく結果が分かれた。これらの違いが生じた要因とし て、融資支援制度の差異や、金融機関の融資判断や信用保証協会の保証判断の 場において、積極的に会計情報が活用された、もしくはほとんど活用されな かったという違いが指摘されている²⁾。具体的には、阪神・淡路大震災の3年 後に実施された信用保証協会による中小企業金融安定化特別保証制度では、審 査においてネガティブリストが採用され、ネガティブリストに該当する場合以 外は、原則として信用保証の提供を認めていた³⁾。つまり積極的に会計情報が

次の事由に該当する場合は、保証対象としないこととする。①破産、和議、会社更生、会社整理等法的整理手続き中、私的整理手続き中であり、事業継続見込みが立たない場合、②手形・小切手に関して不渡りがある場合及び取引停止処分を受けている場合、③信用保証協会に求償権債務が残っている者及び代位弁済が見込まれる場合、④粉飾決算や融通手形操作を行っている場合、⑤多額な高利借入れを利用していて、早期解消が見込めない場合、⑥税金を滞納し、完納の見込みが立たないような企業の場合、⑦法人の商号、本社、業種、代表者を頻繁に変更している場合、⑧前回保証資金が合理的

30 (6886)

¹⁾ 本稿におけるクライシスとは、災害や感染症、天変地異などを原因として引き起こされる経済的危機を意味するものとする。

²⁾ 詳しくは櫛部「2022] を参照されたい。

³⁾ 経済産業委員会調査室 内田 [2010]、161頁。会計検査院 [2000]。ネガティブリストの 内容は以下の通りである。

活用されなかった例である。これに対し、東日本大震災時に実施された信用保証協会による緊急保証制度(セーフティネット保証 5 号)では、審査の際に会計情報(売上高)や個別の対話をもとにした経営者の資質の判断などが活用さている⁴。

今回のコロナ禍の融資では、信用保証協会により緊急保証制度(セーフティネット保証 4 号・5 号)が実施され、「直近 1 ヶ月、前年比20%減、その後2ヶ月を含む3ヶ月の売上高等が前年同期比20%減見込まれること」(セーフティネット保証 4 号)や「最近3か月間の売上高等が前年同期比で5%以上減少」(セーフティネット保証5号)などが適用要件となり、東日本大震災時と同様、売上高の情報を中心とした保証判断が実施されている50。

このような過去のクライシス時の融資の実態より、融資判断の際の会計情報 の活用が不十分であるために、結果としてデフォルトが生じたと考えられる。 そこで、これらのデフォルト回避のためには、会計情報の重要性を改めて認識 し、金融支援にかかる制度設計において詳細な会計情報を組み込むことについ て再検討するべきではないかと考える。

本稿は、コロナ禍における融資支援に伴うデフォルト(リスク)に関して調

理由なく使途目的に反して流用された場合、⑨暴力的不法行為者等が申し込む場合、または、申込みに際し、いわゆる金融斡旋屋等の第三者が介入する場合、⑩業績が極端に 悪化し大幅債務超過の状態に陥っており、事業好転が望めず事業継続が危ぶまれる場合。

- 4) 中小企業庁 [2019]。セーフティネット保証5号の適用要件は以下の通りである。 ①~③のいずれかの要件に当てはまる中小企業者であって、事業所の所在地を管轄する 市町村長又は特別区長の認定を受けたもの。①指定業種に属する事業を行っており、最 近3か月間の平均売上高等が前年同期比マイナス3%以上減少している中小企業者、② 指定業種に属する事業を行っており、製品等原価のうち20%以上を占める原油等の仕入 価格が上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない中小企業者、③指 定業種に属する事業を行っており、最近3か月間(算出困難な場合は直近決算期)の平 均売上総利益率又は平均営業利益率が前年同期比マイナス3%以上低下している中小企 業者。
- 5) 中小企業庁「2020]。

(6887) 31

査研究を行い、調査結果の整理と分析を行ったものである。具体的には、鹿児島県内の中小企業団体の協力を得て、中小企業における会計情報作成の実態やコロナ関連資金繰り支援の利用状況、今後の返済可能性についての経営者の意識等を明らかにし、中小企業における資金情報の作成可能性を探索するため、アンケート調査を実施した。

このアンケート結果から、コロナ禍の中小企業資金繰り支援の際、会計情報が融資判断・支援判断においてどの程度活用されたのか、クライシス後のデフォルト(リスク)回避のために、会計が果たす役割や重要となる会計情報とは何かを検討し、中小企業の「資金に関する情報作成」の必要性を指摘する。

I 本研究の目的

複数のクライシス時における中小企業支援制度を基礎とし、中小企業会計の 今後の制度設計、実務利用を見据え、アンケート結果から中小企業においても 資金に関する情報(例えばキャッシュ・フロー計算書や資金三表(資金繰り 表・資金運用表・資金移動表》)を作成することの必要性を検討する。

わが国の会社法では、キャッシュ・フロー計算書の作成は強制されていない。現在、適用が広がっている「中小企業の会計に関する基本要領」(以下、「中小会計要領」とする)においても、キャッシュ・フロー計算書の作成は要求されていない⁶。しかし、「中小企業向け国際財務報告基準(IFRS for SMEs)」では、キャッシュ・フロー計算書の作成は、SME(中小企業)にとって負担は少なく、短期のキャッシュ・フローについては、財務諸表利用者の需要が高いとし、SMEの財務諸表の構成要素として維持すべきであるとの指摘がなさ

32 (6888)

⁶⁾ なお、大企業向けの会計基準を簡略化した「中小企業の会計に関する指針」では、キャッシュ・フロー計算書は「作成することが望ましい」としている。

れている⁷⁾。キャッシュ・フロー計算書の作成義務を中小企業に課すかどうかは、国際的にみても非常に重要な論点であると考える。

加えて、中小企業の会計実務でもキャッシュ・フロー計算書の作成の重要性が指摘されている。例えば兵庫県の税理士と金融機関行員へのヒアリング調査の結果によると、中小企業融資の場において、金融機関・税理士共に、資金繰り表やキャッシュ・フロー計算書が重要であるとの指摘がなされている⁸⁾。

また、倒産分析に関する先行研究においても、倒産と資金情報の関係が注目されており⁹⁾、債務不履行の際の資金情報の不足問題もすでに指摘されている¹⁰⁾。

さらに、中小企業庁の『「経営力向上」のヒント~中小企業のための「会計」活用の手引き』では、中小企業の各成長段階において取り組むべき会計課題を明示しているが、ここでは中小企業の成長段階の初期レベルにおいて資金に関する情報の作成を求めている。この手引きで示されているように、現在でもすでに「中小企業経営において、まずは、資金の情報を把握する」ということが求められている¹¹⁾。

このように、会計制度(基準)、会計実務、倒産分析研究、中小企業庁の指摘する会計課題など多方面から中小企業における資金情報作成の必要性が指摘されている。

そこで我々は、アンケート調査手法を用いて、中小企業における資金調達実

- 9) 梅谷 [2013]。
- 10) 桜井·須田「2020]、273-278頁。
- 11) 中小企業庁 [2016] では、「中小企業庁が求めるクリアしたい会計レベル」として以下の会計情報作成を求めている。

(6889) 33

⁷⁾ IASB [2007]. IFRS for SMEs公開草案公表時に、キャッシュ・フロー計算書の必要性 に関する検討がなされた。

^{8) 2022}年6月における税理士と金融機関行員に対するヒアリング調査。兵庫県姫路市の税理士4名と同市の金融機関行員3名(3金融機関)に調査を行っている。なおこれらの税理士には過去8年間にわたり調査研究協力をいただいている。

態を把握し、クライシス時における金融支援制度及び各種資料を用いて、中小 企業が資金に関する情報を作成することの実現可能性について検討する。

Ⅱ アンケート調査の概要と結果

鹿児島県の中小企業家同友会に所属する中小企業に対し、以下のアンケート 調査を実施した。

鹿児島県中小企業家同友会は、3つのスローガン(よい会社を作ろう・よい経営者になろう・よい経営環境をつくろう)を掲げ、地域を支える中小企業の発展を目指し、積極的に経営や会計の勉強会や講演会を実施している¹²⁾。会員企業は、勉強会や講演会に積極的に参加し、会計の重要性を理解しており、自社の存続のためには何が重要かを学んでいる。これらの理由により、会計の実施状況や特徴を調査する対象として適していると考え選定した。

	会計情報を意思 決定に使う人	クリアしたい会 計レベル	取り組むべき項目	売上・粗利益 (年) での目安
Level 1	社長	資金繰りを安定 させる〜現預金 の動きを日々明 らかにする〜	2. 債権管理	売上高規模 ~ 2 億円 粗利益 ~ 6 千万円位
Level 2	経営者層 (同族中心)	業績を共有する 〜月次決算と予 算制度の確立〜	8. 発生主義への移行	売上高規模 2~3億円位 粗利益 ~1億円位

(出所) 中小企業庁 [2016] 「第2章 会計を活用する」図表2-1 クリアしたい会計 レベルとレベル判断より一部抜粋。

12) 鹿児島県中小企業家同友会「2022]。

34 (6890)

図表1 アンケート調査の概要

アンケートタイトル:「アフターコロナ金融支援に向けた鹿児島県内企業 アンケート調査 |

· 対象企業: 鹿児島県中小企業家同友会会員企業

・期 間:2021年10月11日~11月29日(11月29時点で集計)

・配布方法:同会事務局よりメールにて会員企業へ連絡

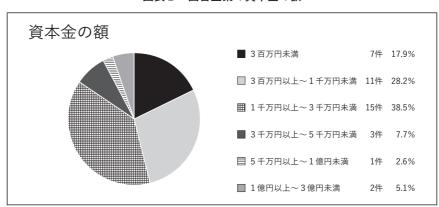
・回収方法:アンケート調査票はGoogleフォームを利用し、回収

・回答率:9.13%(配布企業総数438社/回答企業数40社)

1 企業属性について

アンケート調査に対し、回答のあった中小企業 (以下、「回答企業」とする) の企業属性は以下のとおりである。

法人企業が8割以上であり、建設業(30%)、サービス業(20%)、小売業(12.5%)の割合が比較的高い。資本金の額は1千万円以上3千万円未満(38.5%)



図表 2 回答企業の資本金の額

(出所) アンケート調査をもとに筆者作成。

(6891) 35

が一番高く、次いで3百万円以上1千万円未満(28.2%)となっている。社歴は30年以上50年未満が高く、次いで11年以上30年未満となっている。

ここから、回答企業は、企業規模において一定の大きさがあり、小企業ではなく中企業の割合が高く、社歴も30年以上と比較的長いことがわかる。なお、100年近く営業している老舗企業も存在していた。

2 コロナ禍の影響

コロナ禍の影響については、現時点で影響があると答えたのは37.5%であり、次いで、今後影響があると見込まれる(30%)、影響が解消した(20%)、現時点での影響はない(20%)と続いていた。

また影響を受けた具体的な内容については、売上金額が減少(62.9%)、イベントの延期(37.1%)などがあげられ、直接的に売り上げに影響があることがわかった。

なお、コロナが蔓延し始めた2020年 $1\sim3$ 月の売上高を100とした場合の2021年 $1\sim3$ 月の売上高の水準と2020年 $4\sim6$ 月の売上高を100とした場合の2021年 $4\sim6$ 月の売上高の水準を比較してみると、売上高の減少割合が増加していることがわかる。感染拡大状況にも左右されるが、増加を減少が大きく上回っている。

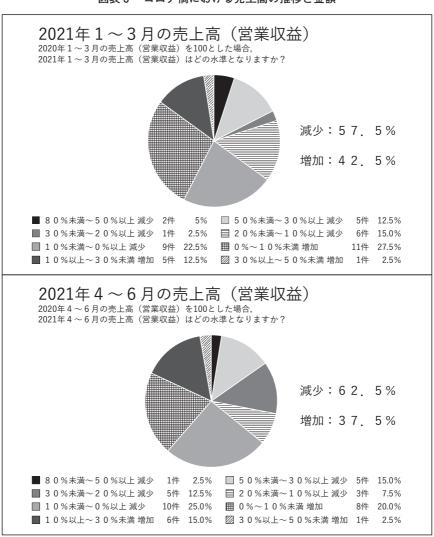
3 コロナ禍の資金調達状況

コロナ禍における借入金額については、3千万円~5千万円(48.1%)、5千万円~1億円(14.8%)であり、多額の借入れを実行することができたことがわかる。また返済期限については6~8年(29.6%)、1~3年(25.9%)、5~6年(22.2%)であり、2022年9月現在、すでに返済が始まっている企業もある。

利用した支援については、資金繰り支援を中心とし、日本政策金融公庫、地

36 (6892)

図表3 コロナ禍における売上高の推移と金額



(出所) アンケート調査をもとに筆者作成。

(6893) 37

銀、信用保証協会付きの無利子融資が中心となっている。またコロナ融資の際における信用保証協会の保証料は、各都道府県が支払うケースが多く、中小企業にとっては実質無利子無担保の融資が積極的に実施されたことがわかる。

今回のコロナ融資は、回答企業の約80%が利用し、積極的な利用がうかがえるが、借入れの必要性については、「当面は必要が無かったが将来に備えたかった」が59.3%、「運転資金として必要であった」が40.7%との回答(重複回答可)があり、すぐに必要ではないが、来たるべき危機に備えての資金として借入れるという理由が半数を超えている。また「全く必要はなかったが無利子であったので」が7.4%であり、必要がないにもかかわらず、借入れを実行した実態があったことも明らかになっている。

返済については、74.1%が「全額返済できる」と回答している。ここからも、喫緊の資金繰りのために借入れるのではなく、「無担保無利子なので借りておく」や「従来の有担保有利子借入との借換えを行う」などの理由から借入れたケースがあったことがわかる¹³⁾。

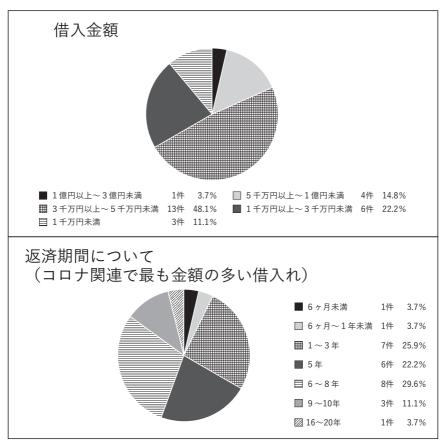
4 資金繰りに関する情報の作成状況

債権管理の状況を把握するために、貸倒引当金の設定について質問したところ、「わからない」と「未設定」の回答が合わせて55%を超え、半数以上が貸倒引当金の設定には消極的であることがわかる。ここから、債権管理に対する意識の低さ、対応の甘さがうかがえる。

また社内で作成している帳簿については、貸借対照表・損益計算書は90%以上、現金に関する帳簿としては、現金出納帳が62.5%、資金三表が45%と、資

13) コロナ禍の資金調達実態について、アンケート調査では必ずしも明らかにできなかった と思われる点もあることから、借入れを行った個別企業にヒアリングを行ったところ、 将来の平時における借入れを見据えて、取引のある金融機関で借入れ実績を作るために コロナ融資を受けたという回答も得ている(2022年9月における鹿児島県中小企業者に 対するヒアリング調査)。

38 (6894)



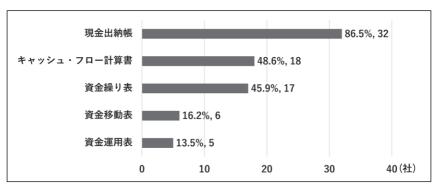
図表 4 コロナ融資の借入金額と返済期間

(出所) アンケート調査をもとに筆者作成。

金情報の作成割合は、比較的高い。資金の情報については回答企業のうち、現金出納帳は86.5%、資金繰り表は45.9%、キャッシュ・フロー計算書は48.6% (資金繰り表とキャッシュ・フロー計算書を両方作成しているのは1社のみ) であることから、資金に関する情報の作成は、中小企業の会計実務の中では積

(6895)

極的に実施されていることが明らかとなっている。



図表 5 資金繰りに関する情報の作成状況 (%・社)

(出所) アンケート調査をもとに筆者作成。

Ⅲ ゼロゼロ融資の問題点

コロナ禍の資金調達支援により、支援が始まってから中小企業の倒産件数は減少している¹⁴⁾。これは本来であれば継続が難しい企業が、コロナ対応の借入れにより延命していることが理由として考えられる¹⁵⁾。また、過去の有担保の融資を、今回のゼロゼロ融資に借換えしているケースがあることも明らかになっている¹⁶⁾。このような現象や事例から、これらの支援は短期的な延命措置にすぎず、返済が始まればデフォルトが生じることは十分に予想される。また、将来への備えや借換えのためにコロナ融資を受けた中小企業が優良企業でありデフォルトリスクが相対的に低いとしても、少なからずコロナ禍の影響を

40 (6896)

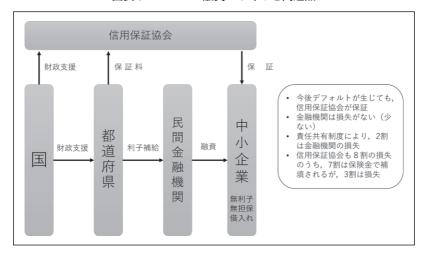
¹⁴⁾ 東京商工リサーチ「2021]・「2022]。

^{15) 2022}年6月における兵庫県姫路市の税理士に対するヒアリング調査。

^{16) 2022}年6月における兵庫県姫路市の税理士に対するヒアリング調査。

受けている実態が存在し(図表3で示すように売上金額が減少している企業が60%以上ある)、デフォルトリスクが平時より高まっていることが予想される。よって、コロナ融資を受けた中小企業は、デフォルトリスクを潜在的に有しているといえよう。

今回実施されたゼロゼロ融資において世間では、「今後デフォルトが生じても、信用保証協会の保証があるため、金融機関の損失は生じない。信用保証協会側も保証料は各都道府県が支払い、貸倒損失は保険金で補填されるため、貸倒れが生じても損失はない」という論調がしばしば見られるが、これは誤りである。責任共有制度により、貸倒れた金額の2割は金融機関の損失となる。信用保証協会側も8割の貸倒れのうち7割は保険金で補填されるが、3割は損失となり、この損失は、最終的には税金で補填されることとなる。金融機関が返済目途の立たない中小企業に対する貸付を実行すれば、貸倒れが生じ、最終的



図表6 ゼロゼロ融資のしくみと問題点

(出所) 筆者作成。

(6897) 41

に税金で補填されることとなり、公的な資金が追加的に投入されることとなる のである。ここに安易な融資に対する懸念が示される。

Ⅳ 資金情報の作成・利用可能性

図表5で示した通り、資金に関する情報(キャッシュ・フロー計算書や資金繰り表)の作成が行われている割合は比較的高かったことから、中小企業に対し、資金情報の作成を要請する素地があると考えられる。また、会計ソフト導入企業の割合も高いため(今回の調査において回答企業の90%が会計ソフトを導入しているとしている)、資金情報の作成を制度化したとしても実現可能性が高いといえよう¹⁷⁾。

そこで現在普及率が高いとされている中小会計要領にキャッシュ・フロー計算書ないし資金繰りに関する会計情報の作成に関する規定を盛り込み、作成を促すことも可能ではないだろうか。資金情報の作成と融資時における利用は、信用保証協会や金融機関の平時のプロパー融資の場では考慮されていることがヒアリング調査により明らかになっているが¹⁸⁾、緊急対応保証であるセーフティネット保証4号・5号関連では、資金情報の提供は求められていない。先行研究においても、倒産予想にキャッシュ・フロー情報の有用性が述べられているように¹⁹⁾、平時の資金調達のみならず、有事での資金調達や中小企業自身の資金管理にも資金情報は重要な役割を果たすと考えられる。

また資金繰りを予測するうえで、どの項目をどの程度重視するか(5段階) の回答については、現金収支や月次資金残高の割合が高かった。これらの項目

42 (6898)

¹⁷⁾ 近年の主要な会計ソフトでは、キャッシュ・フロー計算書が容易に作成できる背景がある。

^{18) 2021}年6月における兵庫県姫路市の金融機関行員4名(3金融機関)、信用保証協会に対するヒアリング調査。

¹⁹⁾ 石川・倪 [2012]。

は、売上予測や収益予測より高かったため、中小企業が資金予測をする上では、直接的な現金の有高を最重要視していることがわかる。

鹿児島県の税理士に対するヒアリング調査では、現金出納帳のみで現金収支を把握し、通帳の残高、手持ち現金、回収できる金額から、支払金額を差し引き、毎月残高を大体で把握している実態も明らかになっている²⁰⁾。

資金情報は、中小企業をとりまく利害関係者のうち、とりわけ金融機関のデフォルトリスク予測のために必要であり(外部利用目的)、情報の非対称性を低減させることができる。これに加えて中小企業では、資金情報を作成することにより、日ごろの資金繰りを把握することができ、経営を可視化し、経営を安定させることができる(内部利用目的)と考える。

おわりに

中小会計要領の策定目的には、中小企業が中小会計要領を適用し、会計情報を作成することにより、「適正な会計情報を提供する」、「自社の経営状況を把握する」があげられている。これにより、中小企業の経営が安定し、事業が継続することを目指すものである。今回のコロナ禍ならびにコロナ禍に伴う金融支援の実施は、制度面でも実態面からみても中小企業の会計を見直す絶好の機会となった。

過去のクライシスの例から、支援融資実施3年後を目安としてデフォルト率の上昇がみられる²¹⁾。2020年のコロナ融資開始よりすでに2年が経過しており、返済が開始している中小企業もある。コロナ融資における喫緊の課題とし

(6899) 43

^{20) 2022}年2月における鹿児島県鹿児島市に在籍する税理士2名に対するヒアリング調査。 同じ実態は、2022年9月における鹿児島県の中小企業者に対するヒアリング調査でも確 認できている。

²¹⁾ 詳しくは櫛部「2022] を参照されたい。

ては、今後増加すると予想されるデフォルトを軽減することにある。確かに緊急的な支援により急激な倒産を回避することはできたが、今後のデフォルト回避のためにも、特に追い貸し²²⁾の際の要件(特に資金情報面)を追加することも検討が必要である。より具体的に言えば、金融機関では、貸借対照表を中核とし、資金繰り表やキャッシュ・フロー計算書を用い、他の情報も併せて合理的に返済能力をみることが求められるべきである。

事業ないし会社の近視眼的な存続を重視してクライシス時の各種金融支援制度を継続することに関しては、限りある資源を非効率に用いる可能性や、デフォルトの際の連鎖倒産や雇用(失業)問題、公的資金の追加投入などが後々になって発現する可能性があるため、慎重な対応が求められる。

確かに世界的なクライシス時には企業努力で対応しきれない経営環境となるため、公的な支援制度が必要であることは言うまでもない。しかし、先に示した社会問題も同時に抱える以上、中小企業においては、経営者はもとより、今以上に会計専門職者の指導の下、資金に関する情報の作成が求められるべきである。さらにデフォルト回避のためには会計情報の拡充、情報の非対称性の低減が重要であり、このためにも、中小企業の会計制度に新たな資金情報の作成・開示を組み込むことが必要であると考える。

当然、金融機関が融資の際にどの程度の会計情報をスコアリングに盛り込むのかは金融機関の判断に依存するが、クライシス時のみならず平時にも資金に関する情報の提出を求め制度として組み込むことは、借手/貸手間の情報の非対称性を低減させ、中小企業に会計の実施を促し、経営努力をしている中小企業を継続させることにつながると考える。

なお今回のアンケート調査では、事業の継続に関する情報の作成状況につい

44 (6900)

²²⁾ クライシスの際、当初の支援制度に加え数年後に追加融資制度が実施されている。例えば、東日本大震災の際には3年後に追い貸しが実施されたが、その際には、会計情報だけでなく、事業計画書や経営者の資質なども判断材料となった。

ても調査をしたが、BCP(事業継続計画書)を作成している企業が12.5%、BCPまで精緻ではないが社内で危機管理に備えている企業が35%、平時の事業計画を作成して援用しているが22.5%あり、何らかの意識をもって対応している企業が70%あった。今回のコロナ禍は中小企業に対して、事業継続についての危機感を高めたといえよう。中小企業庁の「中小企業BCP策定運用指針」²³⁾でも示されているように、資金情報を平時より作成することが重要である。

中小企業庁によると、2020年4月から2022年3月まで倒産件数が前年同月比で減少していたが、これはコロナ融資の効果であると考えられる²⁴⁾。しかし2022年4月より倒産件数は、増加傾向に転じてしまっており、すでにデフォルトが始まっている可能性がうかがえる²⁵⁾。

コロナ融資が開始してから2年が経過し返済が始まったことから、今後ますますデフォルトが生じる可能性は高まっている。コロナ融資に伴うデフォルトを回避するためにも、追い貸しの際の融資要件を制度上再検討することが、喫緊の課題である。

また、平時からの資金情報の提供も視野に入れ、中小企業における「資金に 関する情報作成」が必要である。

参考文献

石川勝・倪頌詩「キャッシュフロー情報にもとづく企業倒産の研究」『現代経 営経済研究』第3巻第1号、2012年5月、35-58頁。

梅谷幸平 [2013] 「経営管理目的からの倒産予測モデル研究の有用性と課題: 経営管理のための安全性指標の観点から」『大阪大学経済学』第62巻第4

(6901) 45

²³⁾ 中小企業庁 [2012b]。

²⁴⁾ 中小企業庁 [2022]。

²⁵⁾ 中小企業庁 [2022]。

号、2013年3月、63-83頁。

会計検査院 [2000] 『平成12年度決算検査報告』「特別保証制度の対象事業者」。 https://report.jbaudit.go.jp/org/h12/2000-h12-0557-0.htm?fbclid=IwAR2v 6MLuY4QVa7JBkoJLak-ZXrsQ_9ZZoph1dDyTgP2kyqiqtJxKQeYBnJM 鹿児島県中小企業家同友会 [2022] ホームページ。

https://kagoshima.doyu.jp/

- 櫛部幸子「2016]『中小企業会計の課題と展望』同文館出版。
- 櫛部幸子 [2022] 「クライシス下における信用保証協会の役割 中小企業支援 に着目して – |『非営利法人研究学会誌』第24号、2022年 9 月、52-60頁。
- 櫛部幸子・宗田健一 [2017] 「中小企業会計基準に関する企業の認知度調査 鹿児島県の企業を事例として – 」 『鹿児島県立短期大学地域研究所 研究 年報』 第48号、2017年 3 月、19-32頁。
- 櫛部幸子・宗田健一・岡村雄輝 [2019] 「鹿児島県税理士会連合会の税理士を 対象とした管理会計導入・活用支援に関する実態調査」 『研究年報』 (鹿児 島県立短期大学地域研究所) 第51号、2019年12月、51-73頁。
- 経済産業委員会調査室 内田衡純 [2010] 「緊急保証制度とかつての特別保証制度の違い | 『立法と調査』 第301号、2010年2月、160-168頁。
- 桜井久勝・須田一幸 [2020] 『財務会計・入門』 第13版、有斐閣アルマ。
- 宗田健一 [2021]「『アフターコロナ禍における中小企業支援と税理士業務に関するアンケート調査結果』に基づく中小企業会計の考察」『鹿児島県立短期大学紀要 人文・社会科学篇』第72号、61-84頁。
- 宗田健一・櫛部幸子 [2017] 「会計基準体系における中小企業会計基準の位置 づけ-鹿児島の金融機関へのインタビュー調査を通じて-」『鹿児島県立 短期大学地域研究所 研究年報』第48号、2017年3月、1-17頁。
- 宗田健一・飛田努 [2016] 「中小会計要領の導入事例研究 ~味噌、醤油を製造する老舗中小企業F社の事例~」『商経論叢』(鹿児島県立短期大学) 第

46 (6902)

67号、2016年10月、93-120頁。

- 宗田健一・櫛部幸子・岡村雄輝 [2019] 「鹿児島県中小企業家同友会の会員企業を対象とした管理会計実践に関する実態調査」『商経論叢』(鹿児島県立短期大学)第70号、2019年10月、53-88頁。
- 中小企業庁 [2012a] 『信用保証協会別の代位弁済の状況(平成23年4月~平成 24年3月)』。
- 中小企業庁 [2012b] 『中小企業BCP策定運用指針第2版 どんな緊急事態に 遭っても企業が生き抜くための準備 – 』。

https://www.chusho.meti.go.jp/bcp/download/bcppdf/bcpguide.pdf

- 中小企業庁 [2013] 『東日本大震災復興緊急保証の概要①・② (平成25年度)』。https://www.chusho.meti.go.jp/earthquake2011/130312encho1.pdf
- 中小企業庁 [2014] 『東日本大震災復興緊急保証の概要 (平成26年度)』

https://www.chusho.meti.go.jp/earthquake2011/140325earth1.pdf

- 中小企業庁 [2015] 『信用保証協会別の代位弁済の状況(平成26年4月~平成 27年3月)』。
- 中小企業庁 [2016]『「経営力向上」のヒント〜中小企業のための「会計」活用の手引き〜」。

https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/kaikei/2016/160510kaikei.pdf

- 中小企業庁 [2018] 『信用保証協会別の代位弁済の状況(平成29年4月~平成30年3月)』。
- 中小企業庁 [2019] 『セーフティネット保証 5 号の概要』。

https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/2019/1912205gou.html

- 中小企業庁 [2020]『新型コロナウイルス感染症に係る中小企業者対策を講じます』。https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_gaiyou.htm
- 中小企業庁 [2022]『倒産の状況』。https://view.officeapps.live.com/op/view.aspx?src=https%3A%2F%2Fwww.chusho.meti.go.jp%2Fkoukai%2Fchous

(6903) 47

a%2Ftousan%2Fbankruptcy.xls%3F202207&wdOrigin=BROWSELINK 東京商工リサーチ [2021]『年間全国企業倒産状況』。

http://www.tsr-net.co.jp/news/status/yearly/2021_2nd.html 東京商工リサーチ [2022]『半期全国企業倒産状況』。

https://www.tsr-net.co.jp/news/status/half/2022 1st.html

IASB [2007] EXPOSURE DRAFT OF A PROPOSED IFRS for Small and Medium-sized Entities Comments to be received by 1 October 2007, February 2007.

https://www.ifrs.org/content/dam/ifrs/project/ifrs-for-smes-standard-2009/smeproposed 26095.pdf

MUFJ [2021] 「20年度決算に見る地銀の経営課題」 『金融財政ビジネス』 2021 年7月2日。

https://www.murc.jp/wp-content/uploads/2021/07/cr_210803.pdf (上記すべてのURLの最終閲覧日は、2022年9月30日である。)

(謝辞)

本稿は、JSPS科研費 JP21K01830 基盤研究 (C) の助成を受けた研究成果の一部である。

本稿の執筆にあたり、黒木京子政策労務委員長、事務局の馬場大輔様をはじめとする鹿児島県中小企業家同友会の皆様にご協力・ご支援をいただきました。ここに記し感謝申し上げます。

(付記)

本稿は、日本会計研究学会第110回九州部会 熊本学園大学(オンライン開催) 2022年3月5日の自由論題報告資料に加筆修正したものである。

48 (6904)